毎週　火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎　**長崎県病院企業団条例**　　**所管課(室)名**
・長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例　　長崎県病院企業団
・企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例　　〃

長崎県病院企業団条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月27日

長崎県病院企業団企業長　米倉　正大

長崎県病院企業団条例第１号

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第７条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の２第８項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第７条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第８項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和２年３月27日

長崎県病院企業団企業長　米倉　正大

長崎県病院企業団条例第２号

企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の２第１項の規定に基づき、企業長若しくは監査委員又は職員（法第243条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「企業長等」という。）の長崎県病院企業団に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第２条　企業長等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、長崎県病院企業団に対し賠償の責任を負う額から長崎県病院企業団から法第243条の２第１項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき長崎県病院企業団企業長の給与等に

関する条例第２条、長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第２条、又は非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例第２条による給与及び報酬（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第１項第１号の総務省令で定める方法により算定される額（医師については、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条の２第１項第２号中「期末手当、勤勉手当」とあるのは「業績手当」と、パートタイム会計年度任用職員については、同条第１項第１号中「地方自治法第203条の２第１項の規定による報酬」とあるのは「地方公営企業法第38条第１項の規定による給料」と読み替えるものとする。）に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。

ア　企業長又は監査委員　　2

イ　職員　　1

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四
印刷所　長崎市弥生町八番三十号　株式会社　岩永印刷所
印刷人　岩永泰明